

移動支援従業者養成研修カリキュラム

(全身性障害者移動支援従業者養成研修課程)

全身性障害者移動支援従業者養成研修課程は、全身性の障害を有する者（児）に対する外出のための支援に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

なお、当該課程は原則として2月以内に修了しなければならない。

区分	科 目	内 容	担当職種例
講義	1 障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義		
	(1) 障害者福祉の制度とサービス（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉の背景と動向 ・障害者福祉の制度とサービス ・障害者自立支援法について 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者行政担当者 ・身体障害者福祉司 ・社会福祉士
	(2) 移動支援に係る制度とサービス（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業について ・移動支援事業の制度と業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者行政担当者 ・移動支援従業者
	2 身体障害者居宅介護等に関する講義		
	(1) 居宅介護概論（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護の社会的役割 ・居宅介護の制度と現状 ・居宅介護業務の基本 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護従業者 ・訪問介護員 ・介護福祉士
	(2) 居宅介護従業者の職業倫理（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護業務においてとるべき基本的態度 	
	3 全身性障害者の疾病、障害等に関する講義		
	(1) 重度肢体不自由者（児）における障害の理解（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者（児）の原因疾患（脳性まひ、脳血管障害、頸椎損傷など）及び症状の理解 ・肢体不自由者（児）の社会参加 ・移動支援の際の留意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師 ・生活指導員 ・介護職員 ・理学療法士 ・作業療法士
	(2) 車いす及び装具等の理解（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの構造と機能 ・電動車いすの構造と機能 ・重度肢体不自由者車いすの構造と機能 ・装具や自助具等の機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・義肢装具士
	4 基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義		
	(1) 姿勢保持について（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な姿勢の必要性 ・良好な姿勢保持の方法 ・姿勢保持の留意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援従業者 ・理学療法士 ・作業療法士
	(2) コミュニケーションについて（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・言語障害の種類と特徴 ・言語障害のある人への接し方 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・言語療法士
	(3) 事故防止に関する心がけと対策（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止のための移動の留意点 ・事故時の対応 ・介助者自身のからだの保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援従業者 ・保健師
	5 障害者の心理に関する講義（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の心理と人間関係 ・肢体不自由者の心理的特徴 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理判定員 ・臨床心理士
	演習	車いすでの移動の支援に係る技術に関する演習	
(1) 移動支援の方法（3時間）		<ul style="list-style-type: none"> ・車いすへの移乗及び抱きかかえの方法 ・車いすの取扱い方 ・平地での移動 ・階段における移動 ・エレベーター、エスカレーターの利用 ・公共交通機関（電車・バス等）の利用 ・雨の日の移動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援従業者 ・理学療法士 ・作業療法士 ・保健師 ・生活指導員 ・介護職員
(2) 生活行為の介助（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の介助方法 ・衣服着脱の介助方法 ・排泄の介助方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援従業者 ・理学療法士 ・作業療法士 ・保健師 	

※ 1 担当職種例中の「移動支援従業者」は、平成18年9月30日までの間に従前の外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。

※ 2 研修科目の免除が可能なものについては別表3に示す。

移動支援従業者養成研修カリキュラム (知的障害者移動支援従業者養成研修課程)

知的障害者移動支援従業者養成研修課程は、知的障害者（児）に対する外出のための支援に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

なお、当該課程は原則として2月以内に修了しなければならない。

区分	科 目	内 容	担当職種例
講義	1 障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義		
	(1) 障害者福祉の制度とサービス（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉の背景と動向 ・障害者福祉の制度とサービス ・障害者自立支援法について 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者行政担当者 ・知的障害者福祉司 ・社会福祉士
	(2) 移動支援に係る制度とサービス（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業について ・移動支援事業の制度と業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者行政担当者 ・移動支援従業者
	2 知的障害者居宅介護等に関する講義		
	(1) 居宅介護概論（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護の社会的役割 ・居宅介護の制度と現状 ・居宅介護業務の基本 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護従業者 ・訪問介護員 ・介護福祉士
	(2) 居宅介護従業者の職業倫理（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護業務においてとるべき基本的態度 	
	3 知的障害者の疾病、障害等に関する講義（4時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害についての理解 ・知的障害の特性 ・知的障害者の介護ニーズ ・行動障害への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）施設の主任級介護職員、看護職員 ・知的障害者（児）の訪問指導に従事する保健師 ・知的障害者（児）の訪問看護に従事する看護師 ・医師
	4 基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義		
	(1) コミュニケーションについて（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者への接し方 ・知的障害者の社会参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援従業者 ・知的障害者（児）施設の主任級介護職員、看護職員
	(2) 事故防止に関する心がけと対策（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止のための移動の留意点 ・事故時の対応 ・介助者自身のからだの保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師 ・移動支援従業者 ・知的障害者（児）施設の主任級介護職員、看護職員
5 障害者の心理に関する講義（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の心理と人間関係 ・知的障害者の心理的特徴 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理判定員 ・臨床心理士 	
実習	6 移動の支援に係る技術に関する実習（6時間）	<p><知的障害者施設等における移動支援実習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な移動の支援 ・階段の昇降 ・屋外での支援 ・トイレの利用 ・複数の知的障害者を支援する方法 ・雨の日の移動支援 ・混雑した場所での移動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）施設の主任級介護職員、看護職員

※1 担当職種例中の「移動支援従業者」は、平成18年9月30日までの間に従前の外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。

※2 研修科目の免除が可能なものについては別表3に示す。

※3 実習は講義の全課程を修了した後に行うこと。

※4 実習を担当する講師は、おおむね受講者20人あたり1人とし、講師のほか助手を確保する等、受講者全員が十分に実習を受講できるよう努めること。

研修科目の免除が可能なもの

- 1 介護福祉士、居宅介護従業者養成研修修了者又は修了予定者若しくはこれに類する研修の修了者、介護保険法上の訪問介護員又は訪問介護員養成研修修了予定者

全身性障害者移動支援従業者養成研修課程	障害福祉の制度とサービス（2時間） 居宅介護概論（2時間） 居宅介護従業者の職業倫理（1時間） 障害者の心理に関する講義（1時間）
知的障害者移動支援従業者養成研修課程	障害福祉の制度とサービス（2時間） 居宅介護概論（2時間） 居宅介護従業者の職業倫理（1時間） 障害者の心理に関する講義（1時間）

- 2 移動支援従業者養成研修（視覚障害者移動支援従業者養成研修課程）修了者又は平成18年9月30日までの間に従前の外出介護従業者養成研修（視覚障害者外出介護従業者養成研修課程）を修了した者

全身性障害者移動支援従業者養成研修課程	障害福祉の制度とサービス（2時間） 移動支援に係る制度とサービス（1時間） 居宅介護概論（2時間） 居宅介護従業者の職業倫理（1時間） 障害者の心理に関する講義（1時間）
知的障害者移動支援従業者養成研修課程	障害福祉の制度とサービス（2時間） 移動支援に係る制度とサービス（1時間） 居宅介護概論（2時間） 居宅介護従業者の職業倫理（1時間） 障害者の心理に関する講義（1時間）

- 3 移動支援従業者養成研修（全身性障害者移動支援従業者養成研修課程）修了者又は平成18年9月30日までの間に従前の外出介護従業者養成研修（全身性障害者外出介護従業者養成研修課程）を修了した者

知的障害者移動支援従業者養成研修課程	障害福祉の制度とサービス（2時間） 移動支援に係る制度とサービス（1時間） 居宅介護概論（2時間） 居宅介護従業者の職業倫理（1時間） 障害者の心理に関する講義（1時間）
--------------------	---

- 4 移動支援従業者養成研修（知的障害者移動支援従業者養成研修課程）修了者又は平成18年9月30日までの間に従前の外出介護従業者養成研修（知的障害者外出介護従業者養成研修課程）を修了した者

全身性障害者移動支援従業者養成研修課程	障害福祉の制度とサービス（2時間） 移動支援に係る制度とサービス（1時間） 居宅介護概論（2時間） 居宅介護従業者の職業倫理（1時間） 障害者の心理に関する講義（1時間）
---------------------	---